

「ようこそ！私たちの未来へ」 トークセッション・ 憲法&平和 de まちづくり

11月17日、津久井進弁護士をコーディネーターとして、山中健前芦屋市長・吉江仁子弁護士・市内在住高校生5人によるトークセッションを行い、100人を超える参加がありました。主催は、立憲主義と平和を守る西宮の会、芦屋「九条の会」、あしやNPOセンターの3団体。

まず、まちづくりのテーマでスタート。高校生から「芦屋は遊ぶ



ところ、買い物をするところがない」と発言。山中さんは「遊ぶところがないと言われたらそうかも知れない、静かに暮すところと思っている」と。さらに高校生からの「市長は何が出来るのか」の質問に対しては「お困りです課をつくり、財政健全化に取り組んだ」ことや無電柱化などの話に続いて、山中さんは「まちづくりは若い人がつくっていくことが必要」と発言。それに対して、高校生から「市政に一層の関心を持っていきたい」との意欲が示されました。

続いて山中さんによる楽しいマジックショーがありました。(写真)

その後吉江弁護士が憲法について話をし、特に13条の個人の尊厳と幸福追求権について説明しました。

山中さんから「9条を絶



対さわるな、が私の信念です」と発言。さらに非核平和都市宣言のプレートを市役所北広場に設置したことを紹介されました。

続くトークでは、高校生から「憲法はGHQが押し付けたものか」「天皇の戦争責任」「憲法を身近に感じない」などの意見があり、芦屋「九条



の会」久保代表から憲法制定過程に触れ、「決して押し付けられたものではない」旨説明があり(写真)、最後に吉江さんからは「(憲法を)身近に感じないことは良いこととも言える、人権侵害を受けていない表れでもある」との発言がありました。山中さんからは「平和で自由な社会が今後も続くことを願っている」とお話しがあり、まとめの挨拶で関西学院大学の長岡教授から「高校生の頼もしい発言が聞けた、12条には自由や権利は不断の努力が求められ、97条には基本的人権は先人が永年の努力で獲得したもの」と締めくくられました。とても素晴らしいトークセッションでした。

(報告 福田)

<次回予告>

「憲法講演会～改憲を巡る情勢(仮題)」

講師：羽柴修弁護士

日時：2020年3月14日 14:00～16:00

場所：リードあしや(市民活動センター)

詳細は次回ニュースにてご案内します。

<他団体の台風で延期の催し>

芦屋非核平和都市宣言34周年・被爆74周年
非核平和祈念のつどい

日時：12月19日(木) 14時～16時

場所：市民センター203

内容：お話「被爆者として生かされ74年」
映画「核兵器の終わりの始まり」